

3日獣発第93号
令和3年6月29日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

**家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律
の遵守状況に関する自己点検の実施及び報告について（依頼）**

このことについて、令和3年5月31日付け3生畜第395号をもって農林水産省生産局畜産部畜産振興課長から別紙のとおり通知がありました。

このたび、家畜改良増殖法第35条の規定に基づく全国の家畜人工授精所等への立入検査の実施が、新型コロナウイルス感染症の影響で必要最低限になっている状況を踏まえ、農林水産省のウェブサイト上に、和牛遺伝資源関連2法の遵守状況を点検するための「自己点検フォーム」が設置されました。つきましては、対象者に「自己点検」の実施及び農林水産省への報告を促進するよう、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：山本

TEL 03-3475-1601

3 生 畜 第 395 号
令和 3 年 5 月 31 日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律
の遵守状況に関する自己点検の実施及び報告について（依頼）

家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 21 号）及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和 2 年法律第 22 号）（以下「和牛遺伝資源関連 2 法」という。）が令和 2 年 10 月 1 日に施行され、農林水産省では、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 35 条（立入検査等）の規定に基づき、全国の家畜人工授精所等への立入検査を定期的実施することで、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する業務実態の把握、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の流通の適正化、並びに法令遵守の徹底等を図ってきたところです。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、立入検査の実施を必要最小限としている状況です。

このような状況を踏まえ、農林水産省ではウェブサイト上に、和牛遺伝資源関連 2 法の遵守状況を自己点検するための「自己点検フォーム」を設置し、農林水産省から各家畜人工授精所に対し、はがき等により自己点検の実施及び農林水産省への報告を依頼することとしております。

貴会におかれましては、当該「自己点検」の実施及び農林水産省への報告について、家畜人工授精の実務者を参集した会議等の場において、対象者に対応を促していただくなど、その推進にご協力いただきますようお願いいたします。

（参考）「自己点検フォーム」 URL :

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/seisan/c_sinko/210428



家畜人工授精所への案内(sample)

切手

〒000-0000

〇〇県〇〇市〇〇町

〇-〇-〇

〇〇〇〇家畜人工授精所 御中

家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源法の遵守状況に関する自己点検の実施・報告について

平素より農林水産行政にご協力をいただきありがとうございます。

昨年、「家畜改良増殖法」が改正されるとともに、「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（家畜遺伝資源法）」が制定されました。農林水産省では、家畜人工授精所の業務実態の把握、家畜人工授精用精液・家畜受精卵の流通適正化及び法令遵守の徹底等を図るため、家畜改良増殖法の規定に基づき、定期的な全国の家畜人工授精所等へ立入検査を実施しております。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、必要最小限の実施としている状況です。

このような状況を踏まえ、裏面の方法により、皆様に法令の遵守状況に関し「自己点検」を行っていただき、農林水産省にご報告いただくこととしましたので、ご協力をお願いいたします。

一裏面をご確認ください。

インターネットでの自己点検 及び 報告方法

パソコン、スマートフォン、タブレットで、自己点検を行うことが可能です（所要見込み時間：約15分）。

- ※ インターネットでの回答が難しい方は、自己点検シートを送付しますので、【お問い合わせ先】にご連絡ください。

【受付時間：平日9:00～17:00】

【回答方法】

- 1 自己点検用の Web サイトにアクセスして下さい。

(https://www.contactus.maff.go.jp/l/form/seisan/c_sirko/210428.html)

※ QRコードからアクセスできます



- 2 家畜人工授精所の情報を入力してください。
家畜人工授精所の情報を入力して下さい。
- 3 自己点検を実施して下さい。

画面に従い、各項目の適否等を選択・記載し報告します。

※ 回答期限

令和3年〇月〇日（〇曜日）※各県の状況に応じて設定

【その他連絡事項】

- ・ ご報告いただいた自己点検の結果について、家畜人工授精所が特定される形で公表することはありません。
- ・ 農林水産省において、家畜人工授精用精液・家畜受精卵の流通適正化、法令遵守の徹底及び今後の効率的な立入検査の実施等に活用させていただきます。

【問い合わせ先】

〇〇農政局生産部畜産課 家畜遺伝資源担当
〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
TEL:0000-00-0000 FAX:0000-00-0000